

燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 燃料電池自動車の利活用の推進を図るため、市町村等(市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。)、その他の法人(地方公共団体及び独立行政法人を除く法人をいう。)及び個人事業者が燃料電池自動車を導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 燃料電池自動車 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市区町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車
- (2) ラッピング 水素を燃料として走行する自動車であることを県民に向けて訴求する意匠が印刷されたフィルム等を車両に施すことをいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第2のとおりとする。

2 補助事業者は、この補助金と併せて他の補助金及び交付金(県単独事業である補助金及び交付金を除く。)の交付を受けることができる。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減(補助額の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 申請時からの機器仕様の変更(ただし、申請のあった補助事業の目的や効果を損なわないものに限る。)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(効果の情報発信及び県事業への協力等)

第6 補助事業者は、県が実施する燃料電池自動車に係る普及啓発活動に協力するよう努めるものとする。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(申請の取下期日)

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第9 補助事業者は、本補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)のとおりとする。

3 取得財産等のうち、岩手県補助金交付規則第19条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

(書類の整備等)

第10 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補助事業完了後の報告義務)

第11 補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して4年間、車両によるPRの状況を燃料電池自動車モデル導入事業報告書(様式第4号)により、毎年6月末日までに知事に報告しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表第1(第3関係)

補助の要件
(1) 国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる燃料電池自動車であること。
(2) 自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が岩手県内にあること。
(3) リースの場合は、リース会社が申請者となり、リース期間は原則処分制限期間以上であること。 リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
(4) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
(5) 燃料電池自動車の車両本体にラッピングを施すこと。

別表第2(第4関係)

経費	補助額
車両本体価格 (ラッピング費用を含む。消費税及び地方消費税額を除く。)	定額 (上限1,000千円)

別表第3(第12関係)

条項	提出書類及び添付書類	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付申請書(様式第1号) 登記事項証明書(全部事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書))(原本) 県税納税証明書(県税について未納の額が無いことの証明書)(原本) 役員等氏名一覧表(様式任意) 貸与料金算定根拠明細書(様式任意、申請者がリース事業者の場合) その他必要な書類 	1部	補助金の交付を受けようとする年度の12月15日まで
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号) 変更の内容が確認できる書類(変更の場合) 	1部	変更(中止・廃止)を行う日の30日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付請求書(様式第3号) 燃料電池自動車の購入に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類(領収書等)の写し 	1部	事業完了日から起算して30日を経過

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池自動車の購入に要する経費の内訳が確認できる書類(明細書等)の写し ・ 燃料電池自動車の購入に係る契約が確認できる書類(契約書等)の写し ・ 導入した燃料電池自動車の自動車検査証の写し ・ 補助金振込口座の通帳の写し ・ 導入した燃料電池自動車等の写真 ・ その他必要な書類 		<p>した日又は事業年度の3月8日のいずれか早い日まで</p>
--	---	--	---------------------------------

※ 申請者により提出する書類の種類が異なる場合の取扱いについては、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の提出書類に準じるものとする。